



山鹿市選挙管理委員会告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号。以下「特例法」という。）第4条第1項及び第5条第1項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の50分の1の数、自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項、第86条第1項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の3分の1の数並びに特例法第4条第11項及び特例法第5条第15項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の6分の1の数は次のとおりである。

令和7年1月25日

山鹿市選挙管理委員会

委員長 江 住 昌 藏



記

50分の1の数                      817人

3分の1の数                      13,613人

6分の1の数                      6,807人



山鹿市選挙管理委員会告示第4号

選挙人名簿の登録の移替えの延期を定めることについて

令和7年2月2日執行の山鹿市長選挙及び山鹿市議会議員一般選挙に係る公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条ただし書きの規定により、選挙人名簿の登録の移替えを下記のとおり延期する。

令和7年1月25日

山鹿市選挙管理委員会

委員長 江 住 昌 藏



記

登録の移替えを延期する期間

令和7年1月15日から令和7年2月2日まで